

三条市空き家改修補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における空き家の利活用の促進を図るため、予算の範囲内において三条市空き家改修補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、三条市補助金等交付規則（平成17年三条市規則第41号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家バンク 市内に存する空き家（居住を目的とする建築物であって、現に居住の用に供されていないものをいう。以下同じ。）の賃貸又は売却を希望する所有者等から提供された空き家の情報を当該空き家の賃借又は購入を希望する者に提供する市の制度をいう。
- (2) 空き家改修事業 居住することを目的として、空き家バンクに登録されている家屋を改修する事業（市内事業者が施工するものに限る。）をいう。
- (3) 地域おこし協力隊員 地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）第2の(1)に規定する地域おこし協力隊員をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、空き家改修事業とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする事業が、この要綱その他の市の制度又は国、県その他の機関の制度により助成を受けた、又は受ける場合は、補助対象事業としないものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の全てに該当する世帯の代表者とする。

- (1) 補助対象事業により改修する家屋の所在地に住民登録する世帯
- (2) 市長が指定する期日までに補助対象事業を完了することができる世帯

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる世帯の代表者は、市長が特に認める場合を除き、補助対象者としない。

- (1) 地域おこし協力隊員となる見込みである、又は地域おこし協力隊員である世帯員がいる世帯
- (2) 市町村民税を滞納している世帯員がいる世帯

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する空き家の改修費及び不要物の撤去費等の経費とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額とし、50万円を上限

額とする。ただし、算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が指定する期日までに、三条市空き家改修補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、添付書類の記載内容について公簿により確認できる場合は、その全部又は一部を省略することができる。

- (1) 交付申請時における住所地の住民票の写し
- (2) 交付申請時における市町村民税に係る納税証明書
- (3) 補助対象経費に係る見積書等
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することを適当と認めたときは、三条市空き家改修補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、市長が指定する期日までに、三条市空き家改修補助金実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る支払を確認できる書類
- (2) 補助対象事業の完了写真(施工前、施工後及び工事の内容が確認できるもの)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第9条 市長は、前条の報告書の提出があった場合は、その内容を審査した上、補助金の額を確定し、三条市空き家改修補助金確定通知書(様式第4号)により報告者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、交付決定を受けた者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき又は補助対象者の要件を満たさないことが判明したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。